

福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正予定について (建築物・客室)

1 改正理由

改正バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の一部改正され、ホテル又は旅館における車椅子使用車用客室の設置基準が改められた。それに伴い、埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則のうち、別表第1第1号ヌ客室に関する整備基準について、法との整合性を図る必要がある。

2 改正案

客室の総数が五十以上のホテル、旅館又は下宿を建築する場合の高齢者、障害者等に配慮した客室の設置基準を一以上から100分の1以上に改める。

【参考：埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則別表第一（抜粋）】

一 建築物（次号に掲げるものを除く。）に関する整備基準

ヌ 客室

- (1) 客室の総数が五十以上のホテル、旅館又は下宿にあつては、次に定める基準に適合する客室（以下「配慮された客室」という。）を一以上設けること。
 - (一) 便所は、チ(1)(一)から(五)までに定める基準に適合するものとする。
 - (二) 浴室は、リ(1)及び(3)から(5)までに定める基準に適合するものとする。
 - (三) 室内は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。
- (2) 客室の総数が五十未満のホテル、旅館又は下宿にあつては、一以上の配慮された客室を設けるよう努めること。
- (3) (1)のホテル、旅館又は下宿は、(1)の規定によるほか、客室の総数が五十以上二百以下の場合にあつては当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数から(1)の規定により設ける数を減じた数以上、客室の総数が二百を超える場合にあつては当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数から(1)の規定により設ける数を減じた数以上の配慮された客室を設けるよう努めること。